

平成 31 年 2 月 14 日

一般社団法人広島県資源循環協会代表理事 様

広島県環境県民局長
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
産業廃棄物対策課
循環型社会課

「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」
について（通知）

県の産業廃棄物行政については、日頃からご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、平成 30 年 12 月 27 日付けで、環境省環境再生・資源循環局総務課
リサイクル推進室、廃棄物適正処理推進課、廃棄物規制課及び災害廃棄物対策室から別紙のとおり
事務連絡がありました。

今般の改訂では、特に次の事項について見直しが行われていますので、使用済太陽電池モジュ
ール等が適正に処理されるよう、貴会員への周知をお願いいたします。

(改訂のポイント)

- ・ 使用済太陽電池モジュールを埋立処分する場合の処分方法の明確化（埋立処分する場合は、
廃プラスチック類の破碎を行った上で管理型最終処分場に埋め立てること）
- ・ 使用済太陽電池モジュールに含まれる鉛等の有害物質に関する情報提供について関係者の
役割の明確化
- ・ 災害時の対応に関する章を追加。

(環境省 HP 上の掲載場所)

- ・ 太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）
<http://www.env.go.jp/press/files/jp/110488.pdf>
- ・ 報道発表資料「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」に
ついて
<https://www.env.go.jp/press/106294.html>

担当 産業廃棄物対策課
適正処理グループ
電話 082-513-2963
(担当者 小西)
循環型社会課
一般廃棄物グループ
電話 082-513-2958
(担当者 桑原)